

神奈川労働局 発表
平成30年8月28日

神奈川労働局 労働基準部
健康課長 安部 昭彦
主任労働衛生専門官 長田 廣行
電話 045 (211) 7353
FAX 045 (211) 0048

第69回「全国労働衛生週間」の実施

☆本週間……………平成30年 10月1日(月)～ 7日(日)
☆準備期間……………平成30年 9月1日(土)～30日(日)

全国労働衛生週間は昭和25年の第1回実施以来、今年で第69回を迎えます。
神奈川労働局(局長 三浦 宏二)では、特に同週間に際し、各労働基準監督署とともに、事業者と労働者が一体となって取り組む労働衛生活動を指導・援助します。

1 趣 旨

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

平成30年度(第69回)の全国労働衛生週間は

『こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革』

をスローガンに、9月1日から9月30日までの準備期間、10月1日から10月7日までの本週間を通じて、事業場における労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的に様々な取組を展開します。(資料1)

2 神奈川県下の労働衛生の現状 (資料2)

- 平成29年の職業性疾病による休業4日以上之死傷者数は554名と平成22年以降減少傾向が増加に転じましたが、腰痛が全体の434件、78.3%を占めています。
- 平成29年の職業性疾病による死亡者は3名で、いずれの死因も長時間・過重労働による脳・心臓疾患でした。平成22年から平成29年の8年間の職業性疾病による死亡労働災害・計46名の内、脳・心臓疾患による死亡者は30名(65%)に及んでいます。
- 平成29年度の、脳・心臓疾患の労災支給決定件数は14件(前年度比 -4件)、精神障害の労災支給決定件数は30件(前年度比 -12件)と、依然として職場における過重労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策が重要な課題となっています。

3 神奈川労働局・労働基準監督署の主な実施事項

- 事業者団体等による各地区での推進大会の支援等
※ 県下12の各労働基準監督署管内の各地区で開催(毎年 約4,000名が参加)
- 「職場の健康診断実施強化月間」(9月の1か月間)における集中的な指導の実施、
「健康増進普及月間」(9月の1か月間)の周知啓発
- 腰痛予防対策の徹底に向けた高齢者介護施設等の社会福祉施設や病院・診療所等の事業場を対象にした集団指導の実施
- ストレスチェック結果報告・未提出事業場に対する自主点検や精神障害等の労災支給決定を行った事業場等に対する個別指導
- 11月の過労死等防止啓発月間の周知と長時間・過重労働による健康障害防止対策の徹底
など

第69回 全国労働衛生週間

平成30年10月1日（月）～7日（日）【準備期間：9月1日～30日】

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ期間に実施しています。69回目となる今年も、各職場で、下記のようなさまざまな取組にご協力ください。

〈スローガン〉

こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革

10月1日～7日

全国労働衛生週間に実施する事項

1. 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
2. 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示 ※今年のスローガンは上記です。
3. 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
4. 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
5. 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

9月1日～30日

準備期間に実施する事項

1. 重点事項 ※取組の詳細は下表をご参照ください。

- (1) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- (2) 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- (3) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (4) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- (5) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- (6) その他の重点事項

(1) 過重労働による健康障害防止	①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進や労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ②長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底 ③長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底 ④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底 ⑤小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用 等
(2) メンタルヘルス対策	①衛生委員会などにおける調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善 ②4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインケア、事業場内産業保健スタッフによるケア、事業場外支援によるケア)推進に関する教育研修等 ③労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ④ストレスチェック制度の適切な実施 ⑤職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施 ⑥産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用 等
(3) 治療と仕事の両立支援	①事業者による基本方針等の表明と労働者への周知、研修などによる両立支援に関する意識啓発 ②相談窓口などの明確化 ③両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ④治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
(4) 化学物質による健康障害防止	①ラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認 ②SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進及び労働者に対する教育の推進 ③皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認 ④特殊健康診断等による健康管理の徹底 ⑤建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気や有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底 等
(5) 石綿による健康障害防止対策	①労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での石綿ばく露防止対策の徹底 ②石綿にはく露するおそれがある建築物等において、労働者を設備の点検、補修等の作業等で臨時で就業させる業務での石綿ばく露防止対策の徹底 ③禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
(6) その他	①職場における腰痛予防対策指針による、リスクアセスメントやリスク低減対策、労働衛生教育などの腰痛の予防対策の推進 ②受動喫煙の健康影響についての周知啓発、喫煙室等の設置に対する助成などの支援制度を活用した職場における受動喫煙防止対策の推進 ③「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づくWBGT値の正確な把握や水分・塩分の摂取などの熱中症予防対策の徹底

2. 労働衛生3管理の推進など

3. 作業の特性に応じた事項

4. 東日本大震災、平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

産業保健総合支援センター・地域窓口

「産業保健総合支援センター（産保センター）」では、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しているほか、その地域窓口では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを提供しています。

支援

<http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



産業保健総合支援センター

検索

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています。

支援

【労働者健康安全機構】

0570-783046



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1253/Default.aspx>

産業保健関係助成金

検索

治療と仕事の両立支援対策

ガイドラインや企業の取り組みの事例集などを掲載しています。また、都道府県ごとに両立支援チームを設置し、地域の取組を推進しています。

解説
サイト

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



治療と仕事の両立

検索

両立支援に取り組む事業主に対する助成金制度を創設し、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

支援

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html>



治療と仕事の両立支援 助成金

検索

腰痛予防対策

病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とし、腰痛予防に関する講習会を実施しています。

支援

http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html



腰痛予防対策講習会

検索

メンタルヘルス対策

メンタルヘルスに関する指針、通達、マニュアル等を掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム」（無料）がダウンロードできます。

支援

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置しているほか、企業の取組事例など、職場におけるメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。

支援

解説
サイト

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



こころの耳

検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、リスクアセスメントを着実に実施していただくため、化学物質を取り扱う事業場で役立つ情報を掲載しています。

解説
サイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。

支援

解説
サイト

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kit-suen/index.html



職場 受動喫煙

検索

働き方改革

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進することを目的に、長時間労働の是正や多様な働き方の実現等のための措置を講じます。

解説
サイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



働き方改革

検索

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

平成30年度 労働衛生行政のあらまし

◇ 化学物質による健康障害防止対策・メンタルヘルス対策・治療と職業生活の両立支援対策を中心に ◇

第1 神奈川県下における労働衛生の現状

神奈川県労働局 (平30・7・30)

職業性疾病の発生件数は長期的には減少傾向にあります。熱中症や化学物質との接触による災害、一酸化炭素・硫化水素中毒による災害はなお発生しています。また、平成24年の印刷会社における胆管がん発症問題以降、有機溶剤等をはじめとする化学物質の安全データシート(SDS)交付・入手と内容の周知、化学物質・リスクアセスメントの実施等による管理の徹底が強く求められています。

「平成28年労働安全衛生調査」(厚生労働省)によると、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスと感じる労働者はなお半数を超えており、精神障害の労災請求・支給決定件数も増加傾向にある中、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策の強化が重要になっています。また近年は、診断・医療技術の進歩によって、仕事を続け又は休職しながらがんの治療を行う人の数(全国)が33万人に上っていますが、がんのみならず、様々な傷害・疾病を抱える労働者に対する治療と職業生活の両立支援対策の充実も重要になっています。

さらに、一般定期健康診断の有所見率は依然として5割を超えており、有所見者に対する健康診断の事後措置の徹底も引き続き重要な課題です。

1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況(図1・2)

平成29年度の脳・心臓疾患の労災請求件数は59件(前年度比+10件)と増加し、支給決定件数は14件(前年度比△4件)、また精神障害等の請求件数は、129件(前年度比△11件)、支給決定件数30件(前年度比△12件)となっており、大幅に減少しています。

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況

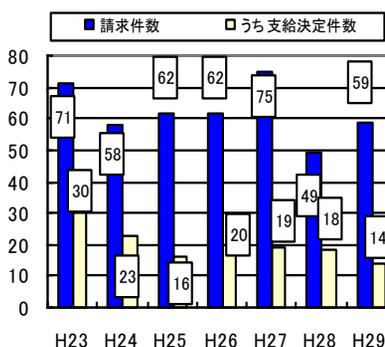
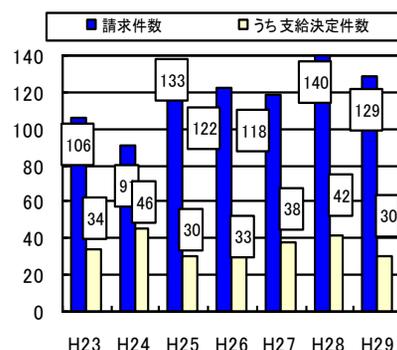


図2 精神障害等の労災補償状況



2 職業性疾病の発生状況(図3・4)

(1) 平成29年の職業性疾病による死亡災害は、長時間・過重労働に起因した脳・心臓疾患による死亡者3名で、直近8年間(平22~29)の死亡者・計46名の内、脳・心臓疾患による死亡者は30名(65%)に及んでいます。

(2) 平成29年の職業性疾病による休業4日以上(4日以上)の死傷者は554名、そのうち腰痛が全体の78.3%(434件)を占めています。業種別に見ると保健衛生業(146件)、商業・金融・広告業(81件)、運輸交通業(83件)で多発しており、これら3業種で全腰痛件数の71.4%を占めています。

図3 職業性疾病発生状況

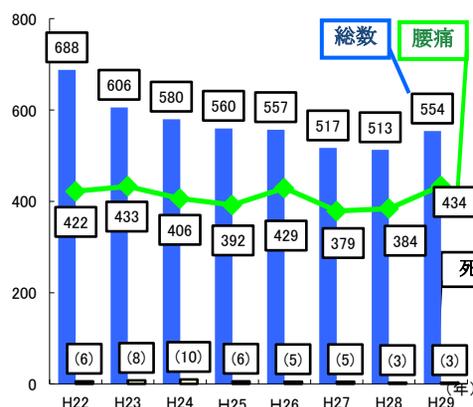


図4 職業性疾病による死亡災害(平22~平29)

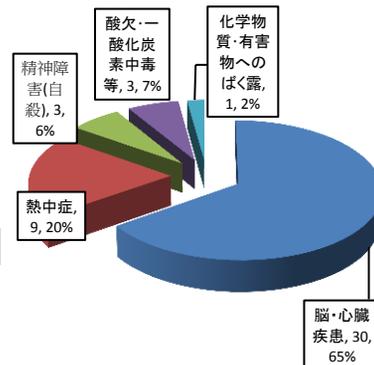


図5 定期健康診断の有所見率の推移



3 健康診断結果(図5)

一般定期健康診断の有所見率は平成23年の54.0%から2年連続して低下したが、平成26年53.39%、平成27年53.52%、平成28年54.07%、平成29年54.99%と再び増加に転じています。

健診項目別では、血中脂質検査(32.29%)、肝機能(15.40%)、血圧(15.65%)などの特に生活習慣病と密接な項目について有所見率が高くなっている。

第2 平成30年度労働衛生行政の重点

- | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1 化学物質による健康障害防止対策 | 2 職場におけるメンタルヘルス対策 | 3 過重労働による健康障害防止対策 |
| 4 治療と職業生活の両立支援対策 | 5 石綿による健康障害防止対策 | 6 その他職業性疾病防止対策 |
| 7 職場における受動喫煙防止対策 | 8 健康づくり対策 | |

1 化学物質による健康障害防止対策

改正・労働安全衛生法(平28・6・1～)によって、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質全てに関する危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント:RA)の実施が義務化されました。さらに平成29年3月1日からSDS交付・RA対象物質に27物質が追加され、今後も対象物質の追加が予定されています。

- (1)化学物質の製造・取扱い事業場に対し、化学物質の表示・文書交付制度(SDS)の周知と労働安全衛生法第57条の3第3項に基づく「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」をふまえたRAの実施の促進を図ります。
- (2)がん原性指針上の対象物質の有害性に関する認識向上に向けて一層の周知を図ります。
- (3)芳香族アミンのオルト-トルイジン、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)、三酸化ニアンチモン等、新たな危険・有害性が認められた化学物質の管理強化、経皮吸収による障害のおそれがある一部の特定第1・2類物質に関する化学防護保護具等の使用徹底など、法令等の改正の十分な周知と指導の徹底を図ります。

2 ストレスチェック制度をはじめとしたメンタルヘルス対策

平成27年12月1日から50人以上の労働者を常時使用する事業場での実施が義務化されたストレスチェック制度の円滑な運用を一層促進していきます。また、「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえ、精神障害等の労災支給決定を行った事業場やその本社等に対し、メンタルヘルス対策をはじめとする総合的な労働衛生管理対策確立に向けた指導を強めていきます。

- (1)ストレスチェックを実施していない事業場や結果等報告未提出の事業場に対する指導を強化します。
- (2)ストレスチェック制度の導入や事業場内の体制づくりの支援については、神奈川産業保健総合支援センター(後記 第5参照)の活用を、また50人未満の小規模事業場でのメンタルヘルスを含む労働者の健康管理に関する相談等については、地域産業保健センターの活用を勧奨します。そのほか、ポータルサイト「こころの耳」厚生労働省委託事業)の活用について周知を図ります。
- (3)「心の健康づくり計画」の策定など、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組について助言・指導を行います。

3 過重労働による健康障害防止対策

過労死等防止対策推進法(平26・11・1～)、「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえ、9月の職場の健康診断実施強化月間、全国労働衛生週間・準備月間や10月の本週間、11月の過労死等防止啓発月間等、様々な機会を活用して、健康診断結果を踏まえた事後措置、長時間労働者に対する医師による面接指導や事後措置等の実施の徹底を図ります。また小規模事業場での医師による面接指導の実施については、地域産業保健センター(後記 第5参照)の利用勧奨を図ります。

4 治療と職業生活の両立支援対策

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平28・2月公表。がんに加え、脳卒中・肝疾患に関する留意事項が平29・3月に追加された)の周知を図ると共に、ハローワークや自治体など、関係機関・団体の連携を一層進め、神奈川産業保健総合支援センターほか関係機関・団体による支援のしくみの活用を促進します。

5 石綿による健康障害防止対策

- (1)石綿による健康被害を防止するため、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業や建築物に吹き付けられた石綿の損傷等による労働者のばく露防止対策を重点に石綿障害予防規則等に基づく措置の徹底を図ると共に、製造等の全面禁止について徹底を図ります。
- (2)平成26年6月1日に施行された改正後の「石綿障害予防規則」及び「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」、さらに同指針に基づく「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」(平成30年3月・改訂)の周知徹底を図ります。
- (3)地方自治体をはじめとする関係行政機関との連携を強化し、再生砕石等への石綿含有廃棄物の混入防止の徹底を図ります。

6 その他職業性疾病防止対策

- (1) 粉じん障害防止対策では、平成30年度を初年度とする「第9次粉じん障害防止総合対策」及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づき、神奈川県内で新規にじん肺管理区分が2以上で決定される割合の高いアーク溶接作業、金属等の研ま作業などの業務を重点対象として、呼吸用保護具の適正な着用等、粉じんへのばく露防止対策の徹底を図ります。
- (2) 死亡災害に直結する「熱中症」、「一酸化炭素中毒」及び「酸素欠乏症等」の防止対策の徹底を図ります。特に熱中症は、措置が遅れると重篤な結果を招くおそれがあることから、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」期間(平成30年5月～9月。準備期間:4月・重点取組期間:7月)早期警戒及び適切な作業計画による予防対策、労働者の健康管理等の徹底を推進します。
また、新たに制定されたJIS規格による電子式WBGT指数(暑さ指数)計の普及促進を図りながら、WBGT値の活用による作業環境管理対策を促進していきます。
- (3) 職場における腰痛予防対策については、社会福祉施設等を主対象に「腰痛予防対策指針」平成25年6月改正)に基づき、業務の実態を踏まえた効果的な対策を講じるよう指導を進めます。

7 職場における受動喫煙防止対策

職場における受動喫煙防止対策の必要性について事業者に対し周知を図ると共に、「受動喫煙防止対策助成金制度」〔受動喫煙防止のため喫煙室等を設置しようとする全ての業種の中小企業事業主が対象。助成額:費用の1/2(上限100万円)]の周知と活用を勧奨します。また、工事着工前に申請書等関係書類を神奈川労働局(健康課)へ提出して予め交付決定を受ける必要があることから、引き続き申請手続きの周知を図ります。

8 健康づくり及び快適職場づくり

- (1) 健康診断実施後の有所見者に対する医師からの意見聴取や医師の意見をふまえた就業上の措置等の事後措置・実施が非常に低調であることから、「職場の健康診断実施強化月間」(9月)の期間にとどまらず、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく事業者の取組の徹底を図っていきます。
- (2) 「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づく職場環境の改善・快適化や心身両面の健康づくり(THP)の一層の促進を図ります。

第3 直近に施行された労働衛生関係法令等の改正等について

1 定期健康診断等の診断項目の取扱が一部変更(平30・4・1施行)

- 血中脂質検査について → LDLコレステロールの評価方法が示されました。
血糖検査について → 空腹時又は随時血糖の検査を必須とし、HbA1cのみの検査は認められません。
尿検査等について → 医師が必要と認めた場合には、「血清クレアチニン検査」の追加が望まれます。(平29・8・4基発0804第4号)。

2 産業医の職務ほかに関する関係規則等の改正(平29・6・1施行)

① 事業者が産業医に衛生管理者の職場巡視結果等を提供し、事業者の同意がある場合は、産業医による作業場等の巡視頻度を2月に1回とすること、② 一般健康診断や各種健康診断の結果に基づく医師・歯科医師(「医師等」)の意見聴取に当たり、医師等から求めがあったとき、事業者は労働者の業務に関する情報を医師等に提供すること、③ 時間外労働時間数の算定を行った際、事業者は時間外労働時間数が100時間/月を超えた労働者の氏名や労働時間に関する情報を産業医に提供すること等の改正・労働安全衛生規則等(健康障害防止に関する特別規則を含む)が施行されました。

3 法人代表者等が自らの事業場の産業医を兼任することを禁止(平29・4・1施行)

企業の代表取締役、医療法人の理事長、病院の院長等が産業医を兼務している実例が認められますが、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益が優先され、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがあることから、法人の代表者もしくは事業を営む個人(事業場の運営に利害関係がない者を除く)、事業場でその事業の実施を統括する者を産業医として選任してはならないことを定めた改正労働安全衛生規則が施行されました。

4 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)等(特定第2類物質・特別管理物質)の特殊健康診断項目の改正(平29・4・1施行)

3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)等の取扱業務に関する特殊健康診断の項目に、膀胱がん等の尿路系腫瘍に関する項目が追加されました。

5 新たに27物質を労働安全衛生法施行令別表第9に追加(平29・3・1施行)

粉状のアルミニウムやエチレングリコールモノブチルエーテルアセテートなど、新たに一定の有害性が認められた27物質がSDSの交付、物質の名称表示、リスクアセスメント実施等の対象として追加されました(平28・3・29基発0329第4号)。

6 一部の特定第1・2類物質について経皮吸収防止対策を強化(平29・1・1施行)

皮膚接触等による健康障害のおそれがある一部の特定第1・2類物質について、シャワー等の洗浄設備の設置と使用、不浸透性保護衣等の使用が新たに義務付けられました(平29・1・12基発0112第6号「化学防護手袋の選択、使用等について」)。

第4 神奈川県労働局の第13次労働災害防止推進計画における目標

神奈川県労働局HPに掲載

1 計画の期間

2018年4月～2023年3月までの5年間

2 計画の全体目標

- 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少・25人以下(2017年比)
- 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少・6223人以下(同上)
- 業種別: 建設業、製造業: 死傷者数を10%以上減少・死亡者数を5人以下
 - : 陸上貨物運送事業、小売業、飲食店: 死傷者数を5%以上減少
 - : 社会福祉施設: 死傷年千人率で5%以上減少

3 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(1) メンタルヘルス対策(2017年末の集団分析を実施した事業場の割合: 78.7%)

【目標】メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%: 2016全国値)とする。

【目標】ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者数50人以上の事業場の割合を85%以上(78.7%: 2017)とする。

(2) 腰痛予防対策(2017年末の疾病者数状況: 434人)

【目標】腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

(3) 熱中症対策(前5か年の死亡者数: 4人)

【目標】職場での熱中症による死亡災害を2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。



第5 お知らせ

○ 労働安全衛生法の改正(平26・6・25公布)について

改正労働安全衛生法の概要(ストレスチェック制度/化学物質・リスクアセスメントを含む)

○ 神奈川県産業保健総合支援センター・地域産業保健センター〔(独)労働者健康安全機構〕を活用しましょう。

これまでの産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業、及び地域産業保健事業の3つの事業を継承して一元化し、総合的な産業保健活動の支援を行う産業保健活動総合支援事業が平成26年4月1日からスタートしました。産業医、産業看護職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士、産業カウンセラー等の専門家の派遣を含む産業保健関係の専門的な研修や専門的な相談への対応、職場訪問による専門的なアドバイス、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援対策の具体化に向けた助言・指導など、産業保健分野の総合的な支援事業を行っています。神奈川県の拠点: 神奈川県産業保健総合支援センター(TEL 045-410-1160)と県下12の労働基準監督署・管内に配置された地域拠点: 地域産業保健センターが活動を行っています。

○ 平成27年7月から「安全衛生優良企業公表制度」申請の受付を開始しました。

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができる制度です。本社事業場を管轄する都道府県労働局長あての申請が必要です。 ○ 神奈川県労働局HPをご活用ください。

神奈川県労働局HPには、事業場での取組を進めて頂くための情報を提供し、研修会・セミナーの開催予定等も掲載していますのでご活用ください。

* 労働安全衛生法等に基づく各種健康診断一覧表や実施機関・団体一覧表

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kenkikan.html

* ストレスチェック制度(実施機関・団体一覧表を含む)

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/_120394.html

* メンタルヘルス対策-「心の健康づくり計画」策定例

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kokoro_keikaku_sakuteirei.html

* 各種健康診断関係統計資料(各年度・「労働衛生行政のあらまし」を含む)

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/eisei_aramashi.html

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kensin.html

* 健康管理手帳制度

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/kenkoukanritecyo.html

* じん肺管理区分決定申請制度及び様式

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/jinpai02.html

* 受動喫煙防止対策助成金制度

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/judokituen.html